

(仮訳)

世界遺産登録された沖縄島北部における自然環境の保全における二国間協力

日本国政府及び米国政府は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産登録を歓迎する。

沖縄島北部において、両政府は、環境補足協定に基づき、環境分科委員会を通じて、下記のとおり、自然環境の保全に貢献すべく、顕著な普遍的価値が将来の世代にわたり適切に維持される理念の下、引き続き協力する。

1. 両政府は、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯において、希少種のモニタリング及び外来種の管理を含む、生物多様性に係る必要な措置を講じる。
2. 両政府は、北部訓練場における自然及び文化資源管理計画の維持において協力する。
3. 両政府は、地域社会と現地在日米軍とのパートナーシップを促進する。